

第3章 史跡の概要及び現状と課題

1. 史跡指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

- 【指定名称】 山居倉庫
- 【指定年月日】 令和3年3月26日（文部科学省告示第44号）
- 【所在地】 山形県酒田市山居町一丁目3番外
- 【指定種別】 史跡
- 【指定基準】 六. 交通・通信施設、治山・治水施設、
生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 【指定面積】 22,454.72㎡
- 【管理団体】 酒田市
- 【解説文】

山居倉庫は、明治26年（1893）株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本海に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所（取引所）は、明治維新直後に一旦禁止されたが、直ぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵（新井田倉庫）等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、付属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟（2～7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟）、同27年には敷地南側に倉庫4棟（8～10号、13号）、さらに同28年には倉庫2棟（1・11号）、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟（12号）が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には防風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稲荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米（乙種預米）に対して入庫伝票（切符）を交付し、流通した伝票は

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号
（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡



図 3-1 山居倉庫 史跡指定地

仲買人により10石単位で倉荷証券(米券)にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正4年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。その理由は江戸時代以来の伝統的米穀保管倉庫の技術をもとにした倉庫建築と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法等の改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は全国的知名度を有するようになり、さらに産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽西線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合が主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部(JA全農山形)が経営する農業倉庫として2~10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建築物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建築物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年~大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稲荷神社の参道整備に伴い撤去され空地となっている。11号と12号との間はやや広く空いている。1~10号、及び11~12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の棧瓦葺、平面形式は梁行(間口)が7間半(13.6m)に、桁行(奥行)16間(29.1m)、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に珞殻を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。開口部は正面(東側切妻)中央1か所、側面3か所、また1部に天窗を設けたようであるが、窓及び天窗装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁のしっくい仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、しっくい仕上げの倉庫本体との間に空気層を設

山居倉庫	名称	所在地	地域
	山形県酒田市		
参考図のとおり。 備考 参考図の詳細は山形県文化財担当部局及び酒田市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。			

○文部科学省告示第四十四号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日
 文部科学大臣 萩生田 光一

令和3年(2021)3月26日 金曜日
 官報(号外第70号)

※「参考図」は本計画の図3-1参照

山居倉庫	名称	上欄	下欄
	指定告示		
酒田市(山形県)	地方公共団体名		

○文化庁告示第五十九号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第三十条第一項及び第七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第三十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和三年六月二十二日
 文化庁長官 都倉 俊一

令和3年(2021)6月22日 火曜日
 官報(第518号)

ける断熱の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建築物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正14年、東宮（後の昭和天皇）の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積まれている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつきり、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約3.4メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希少な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建築物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから、史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号（689号）」、令和3年（2021）2月文化庁より転載

2. 史跡の概要

（1）山居倉庫の本質的価値

国指定史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けている。加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。

我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫には、二つの本質的価値と、本質的価値を継承する価値があり、それらについて詳述する。

本質的価値1

・庄内地域の米作の歴史における価値

庄内の米作は、江戸時代初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。そしてこの段階で既に全国的な米産地として知られており、上方などに多くの米が移送されていた。江戸時代後半には、地主層による土地集積が進み地主・小作制が進展していった。明治時代になると小作料を米で受け取る地主層を中心に、さらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には収量と移出米が江戸時代に比べ大幅に増加した。

また、庄内の農村では、明治以降も封建制社会の遺風が根強く残っていたが、このことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧庄内藩主酒井氏と旧家臣らが酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員を士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。倉庫群の西側に鎮座していた山居稲荷神社に、酒井氏の本邸から太郎稲荷と禎祥稲荷を遷座し、3つを合祀したものが現在の三居稲荷神社であり、これも山居倉庫と酒井家の結びつきを示す存在といえる。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められた。

以上のように、近代の庄内の米作において、山居倉庫は米の収量増と品質向上に大きな役割を果たしていた。山居

倉庫は庄内の農業史にとって欠くことのできない存在といえる。

本質的価値2

・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保管のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認されたが、これは世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な米の取引が行われていた。

しかし、明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことと新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治26年（1893）の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として、山居倉庫は建設されたのである。庄内では江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえる。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期（夏季）まで高品質を維持し続けられることが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで、大きな利益を得られるためである。この品質維持のために最も重要な存在が、米穀を保管するための倉庫である。

建築の特徴に目を向けると、各建物群は後世の改変も一部に見られるが、建築当初の形態をよく留めている。土蔵造の置屋根形式の倉庫建物は、保管米の品質維持に特化したものであり、また周囲を囲むように植えられたケヤキもその役割を担っていた。さらに板倉や事務所施設、研究棟、荷揚げ場といった諸施設も、米穀保管のためには不可欠な存在である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券（倉荷証券）のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名であり、かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし、昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化したのである。山居倉庫も、この近代日本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

以上のような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫であった。また、倉庫などの建物群やケヤキ並木など米券倉庫時代の姿も良好に残っており、これらは日本の近代化の歴史において大きな価値を有している。

本質的価値を継承する価値

・戦後庄内農業に与えた影響とその価値

戦後の山居倉庫は、米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上に資する場所となった。その過程で、明治期に建築された建物群は新たな設備が加えられながら使い続けられており、現在の庄内が全国有数の良質米産地として知られるようになったことに大きな役割を担っていた。その後、昭和50年代になると農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はントリーエレベーターや大規模倉庫へと移っていき、山居倉庫の米穀保管倉庫としての役割は相対的に小さくなっていったが、庄内米と米作の歴史にとっ

ては、最も象徴的な場所といえる。戦後における山居倉庫は、その本質的価値を継承する存在として位置付けることができる。

・山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降には、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所にもなっている。ドラマや映画のロケ地になったことやケヤキ並木と倉庫群を写した写真・映像が巷間に広まり、現在の酒田を代表する場所となった。現在は、明治期から続く米穀保管倉庫としての存在と多くの人々が訪れる観光地としての姿が重なり合っている。これは、戦後の山居倉庫が生み出した本質的価値を継承する価値の一つであり、価値の多様性を示している。創建当時以来の景観が良好に残っていることが、この価値の多様性にとって最も重要な要素となっている。

(2) 山居倉庫の構成要素

・構成要素の定義

山居倉庫は、米穀の舟運に関する運搬及び周辺の自然景観、山居倉庫創建時に行われた土地造成の遺構、米穀保管倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を強風・日射から保護するための樹木など、様々な要素によって構成されている。

これら山居倉庫の史跡指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用の際に付加・整備された諸施設・設備などについては、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

・構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の5点に分類した。

- | | |
|----------|-----------------|
| 【史跡指定地内】 | ① 本質的価値を構成する諸要素 |
| | ② 本質的価値を継承する諸要素 |
| | ③ 本質的価値以外の諸要素 |
| | ④ 付加・整備された諸要素 |
| 【史跡指定地外】 | ⑤ 周辺環境を構成する諸要素 |

① 本質的価値を構成する諸要素

史跡山居倉庫の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な諸要素を「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する諸要素」は、山居倉庫の構成要素の中で、昭和14年（1939）の「米穀配給統制法」の公布（米券倉庫としての終焉）以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・史跡指定地の歴史的景観の変遷を示すもの

本質的価値の象徴的な部分は、保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐために行われた敷地の選択・造成、様々な建築技術や環境整備にあるといえ、具体的には、山居倉庫創建以来の敷地、創建時に行われた敷地造成の遺構、米穀保管倉庫及び運営に欠かせない諸施設、創建以降の敷地変遷を示す工作物、米穀を保管する倉庫群を強風・日射から保護するための樹木、事務所等の諸施設と一体で整備された庭園、米穀を山居倉庫へ運搬した舟運の歴史をあらわす新井田川の河川・護岸などがあげられる。

② 本質的価値を継承する諸要素

戦後、庄内地方が全国有数の良質米産地となり、山居倉庫は米券倉庫時代の施設・技術を受け継ぎ、庄内米を高い品質で維持・保管するための倉庫として現在まで存続し続けてきた。これにより、山居倉庫は明治時代以来の庄内米と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。

このため、昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の公布(米券倉庫としての終焉)以後の歴史的景観の変遷を示す諸要素については、「本質的価値を継承する諸要素」と位置づけ、山居倉庫の文化財価値の理解を深めるための諸要素として保存管理を行う。

③ 本質的価値以外の諸要素

本質的価値に関わらない諸要素で、山居倉庫の本質的価値の理解を補完する諸要素、現在の山居倉庫の景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。具体的には、旧木橋の意匠を参考にした山居橋、最上川舟運の物資輸送を担った小鵜飼船(復元)及び覆屋、史跡指定地の自然環境を構成する実生木などがあげられる。

④ 付加・整備された諸要素

史跡指定地内に所在する諸要素のうち、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付加・整備された諸要素」と位置づける。具体的には、来訪者の利便性や安全性を確保するために整備された舗装・工作物・設備類、観光等の活用事業に向けて設置された建造物・サイン・便益施設、防災設備等があげられる。

⑤ 周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、又は史跡の活用において改善・整備が想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

表 3-1 構成要素一覧表

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		本質的価値を構成する諸要素		23	東宮殿下行啓記念研究室		
		2		地下遺構			24	板倉		
		3	三居稲荷神社	境内(土地)			25	赤場		
		4		参道			工作物	26	三居稲荷神社	鳥居
		5	西面石垣	北側(空積)				27		社標
		6		南側(練積)		28			燈籠1	
	建造物	7	倉庫群	1号棟		29			燈籠2	
		8	※下屋部分を含む	2号棟		30			燈籠3	
		9		3号棟		31			玉垣	
		10		4号棟		32			西面石段	
		11		5号棟		33		事務所棟	庭板塀	
		12		6号棟		34	敷地境界	柵(敷地北端)		
		13		7号棟		庭園・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	
		14		8号棟			36	三居稲荷神社	境内樹木(マツ類)	
		15		9号棟			37	事務所棟	和室南庭園	
		16		10号棟			38		和室東中庭	
		17		11号棟		39		裏庭		
		18		12号棟		河川・護岸	40	新井田川		
		19					倉庫-荷揚場間渡り廊下跡	41	新井田川護岸	法面石垣
		20		三居稲荷神社		社殿(本殿・拝殿)	42		護岸根固め・松杭	
	21	事務所棟		43		荷揚場	北側			
	22	事務所棟-倉庫渡り廊下		44			南側			

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値を継承する諸要素	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝
		46	敷地境界	土留壁(西面・三居稲荷神社三方)
	建造物	47	三居稲荷神社	手水舎
	工作物	48	三居稲荷神社	北面石段
		49		幟立て
		50	藤棚(事務所棟西面)	
	庭園・樹木	51	ケヤキ並木	切株
		52	個別樹木	イチョウ(5号棟・6号棟間)

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値を継承する諸要素		53		フジ・マツ類(事務所棟西面)
		54		スギ(事務所棟西面)
		55		アオギリ(研究室西面)
		56		マツ類(板倉西面)
		57	緑地公園	樹木(マツ類)
	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣(モルタル補修済)
	看板・サイン	59	看板・サイン	倉庫番号看板

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本質的価値以外の諸要素	建造物	60	山居橋	
		61	小鵜飼船覆屋	
	工作物	62	小鵜飼船	
	庭園・樹木	63	実生木	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素	土地・地形	64	舗装	
		65	観光駐車場	
		66	遊歩道(石畳)	
		67	12号棟脇石張り舗装	
		68	緑地公園	遊歩道
		69	みどりの里山居館	
	建造物	70	駐輪場	
		71	公衆便所	
		72	新井田川手摺	木製
	工作物	73		鋼製
		74	敷地境界	フェンス
		75	百葉箱	
	庭園・樹木	76	緑地公園	
		77	生垣	西面石垣上
		78		東面護岸上
	看板・サイン	79	看板・サイン	施設看板
		80		解説板
		81		保存樹表示板
		82		誘導看板
		83		観光マップ・観光案内
84			デジタルサイネージ	
85			顔出しパネル	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素		86		注意喚起板
		87		危険物標識
		88		街区表示板
		89		埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)
		90	便益施設	自動販売機
	91		12号棟脇手摺・車止め	
	92	車止め	1号棟脇	
	93		12号棟脇	
	94	オープンテラス	デッキ	
	95		テーブル・ベンチ	
	96	ベンチ	石造	
	97		木造	
	98	緑地公園	ベンチ(樹脂製)	
	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯(山居橋袂)
		100		夜間照明・ライトアップ用照明
		101		制御盤
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー
103			空調室外機	
燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	
	105		灯油タンク	
防災設備等	106	消火栓・水道管		
	107		消火器具置場	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣
		110		護岸根固め・松杭
		111		石段

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
周辺環境を構成する諸要素		112		右岸護岸
	看板・サイン	113	道路誘導標識	
	便益施設	114	バス停	
	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱

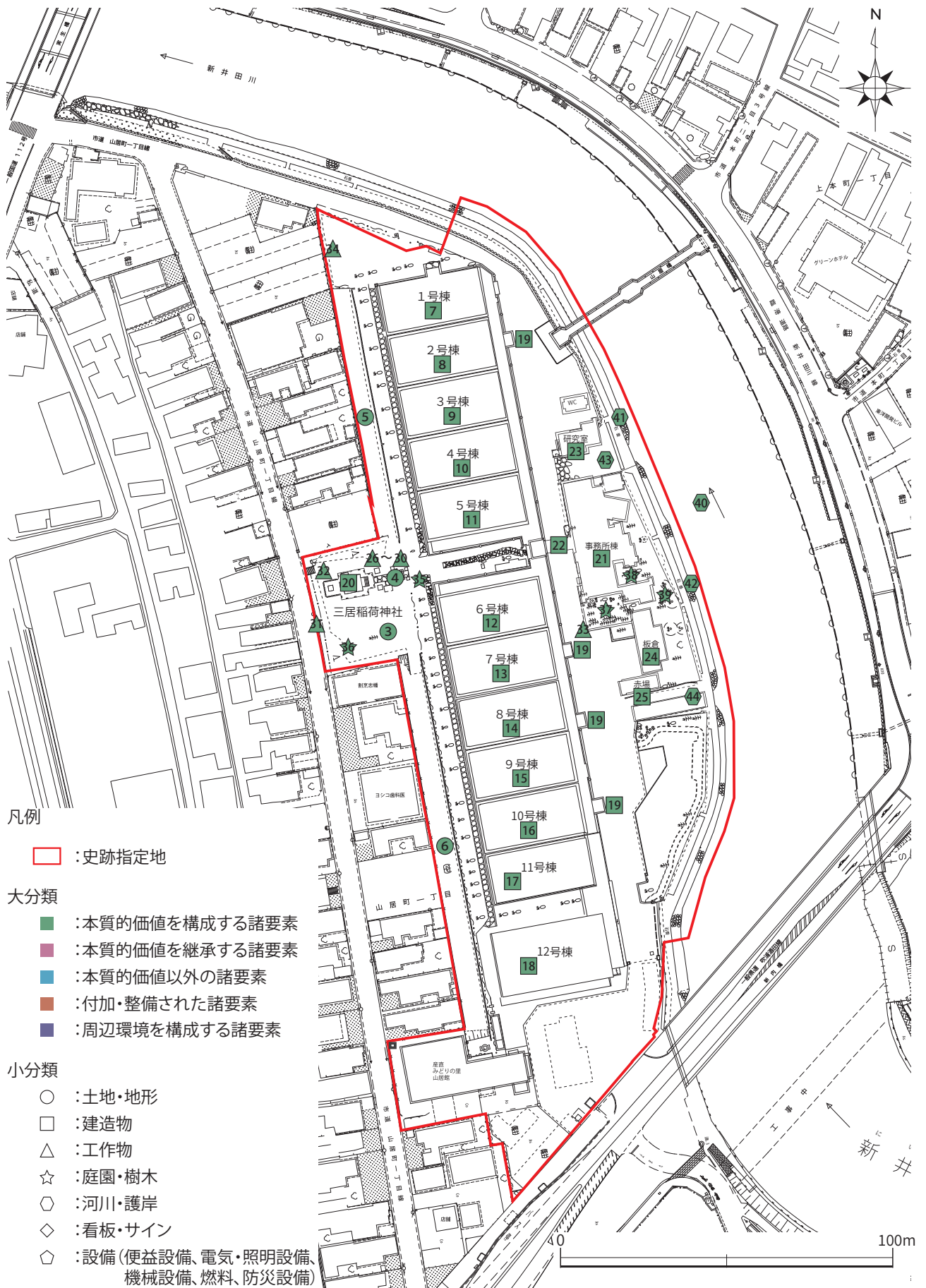


図3-2 本質的価値を構成する諸要素 位置図

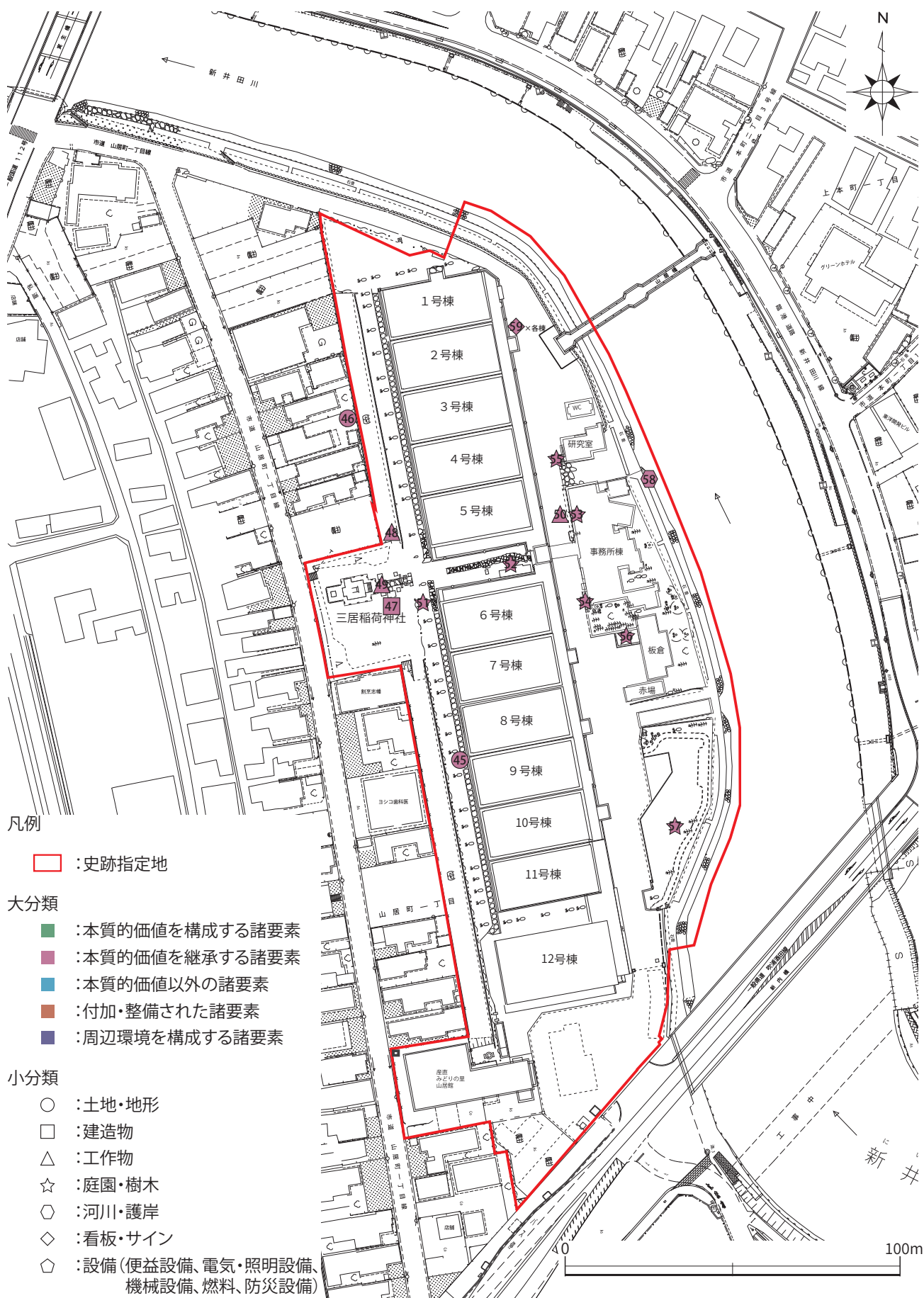
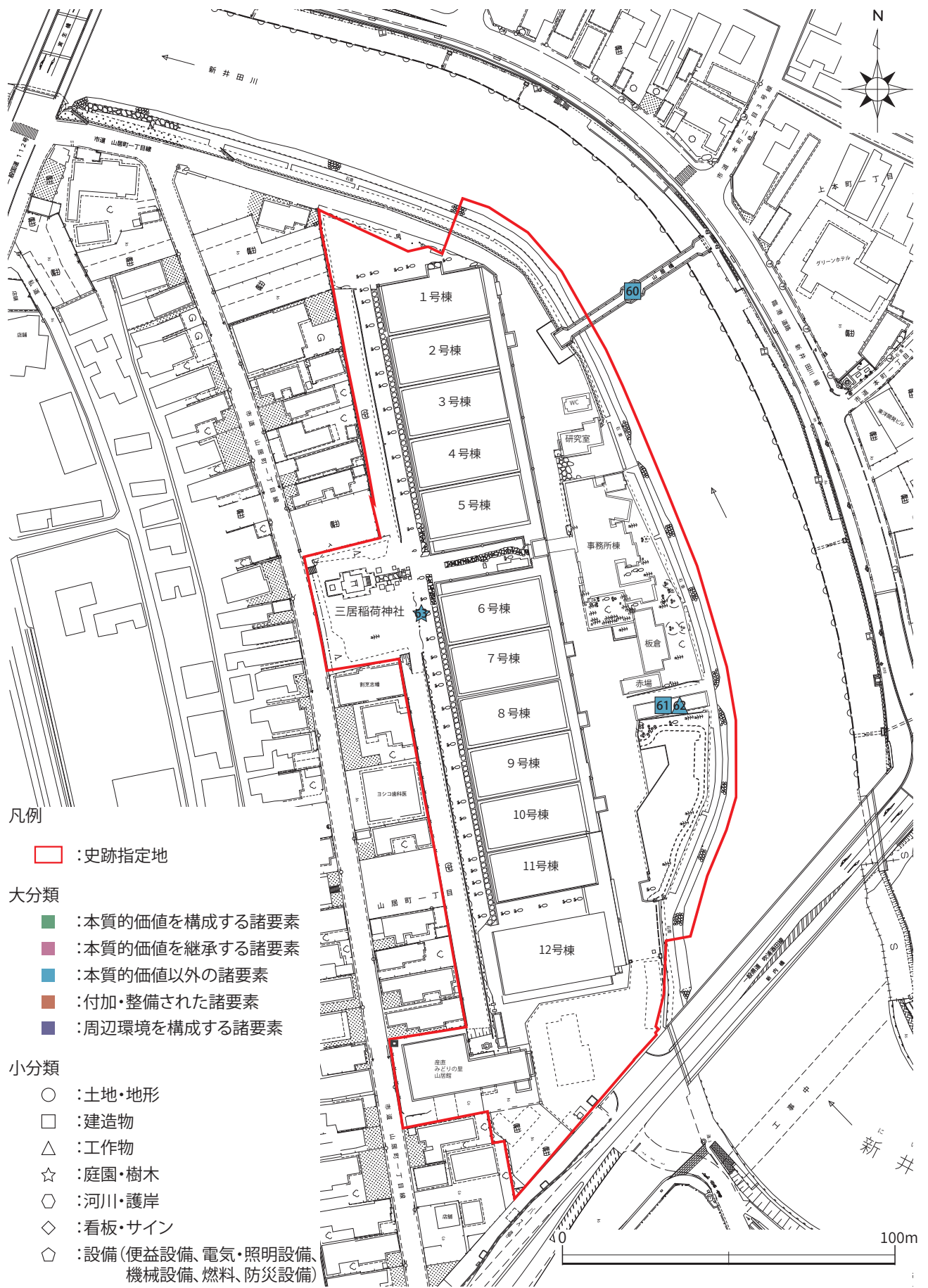


図3-3 本質的価値を継承する諸要素 位置図



凡例

□ : 史跡指定地

大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値を継承する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭園・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

図 3-4 本質的価値以外の諸要素 位置図

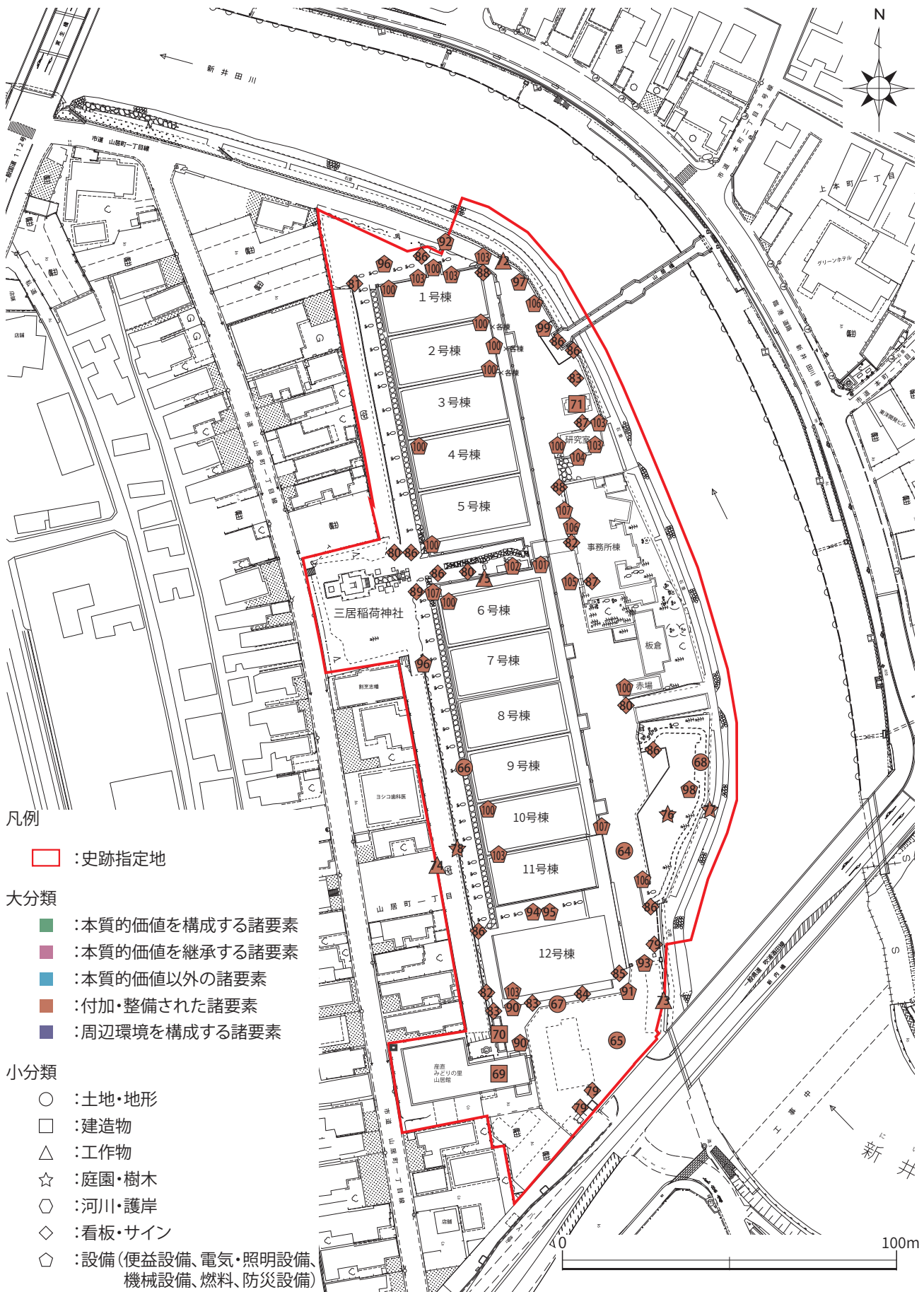


図 3-5 付加・整備された諸要素 位置図

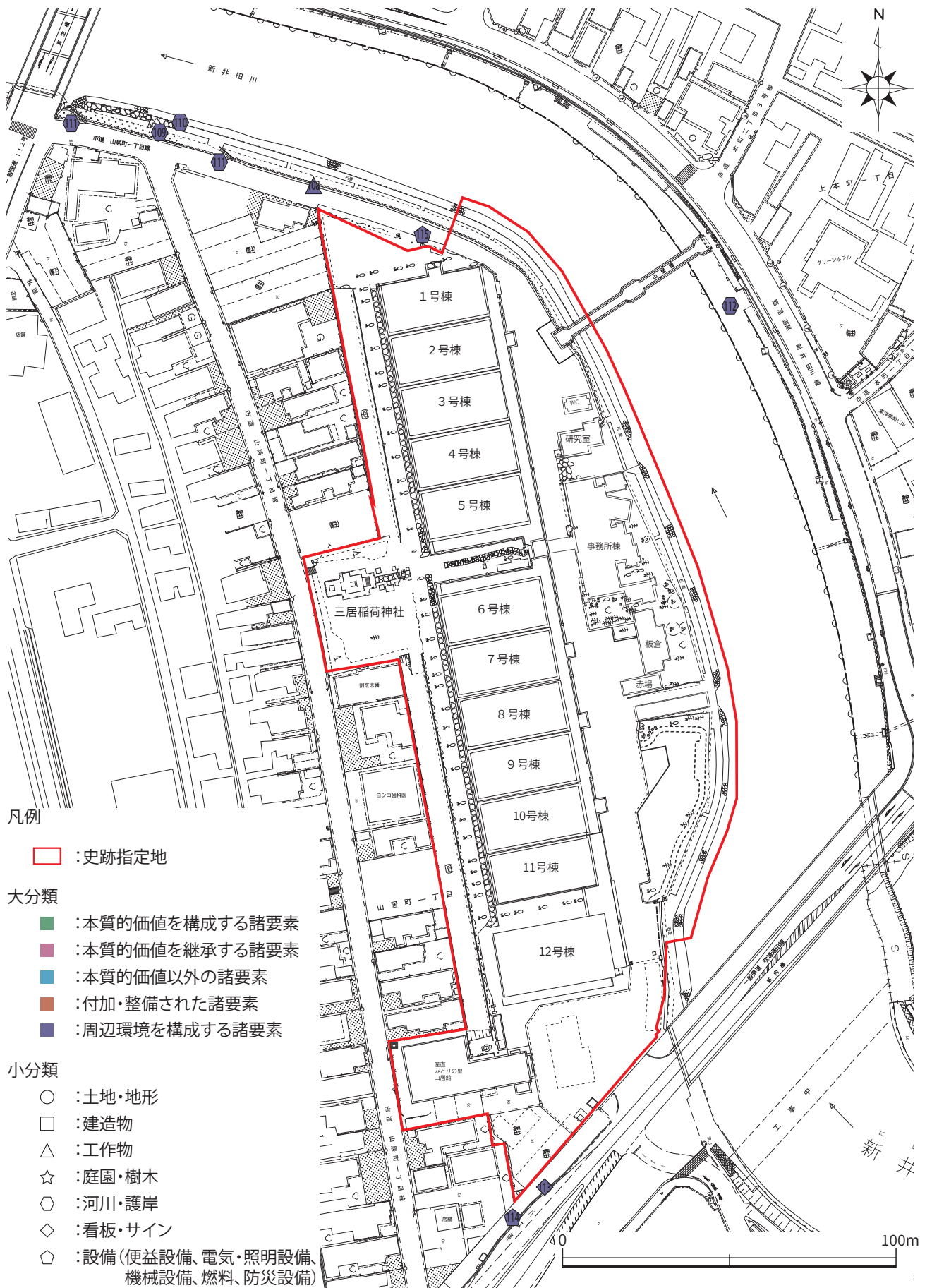


図3-6 周辺環境を構成する諸要素 位置図

(3) 土地所有（公有化）の状況

① 所有者別

史跡指定時（令和3年（2021）3月）における土地所有の状況は表3-2のとおりである。

指定後、酒田市は山居倉庫の公有化に着手し、令和6年（2024）1月に庄内倉庫株式会社及び全国農業協同組合連合会が所有した土地の所有権移転登記手続きを完了した。この結果、史跡指定地の86.8%が官有地となり、このうち75.3%が酒田市の所有、7.1%は河川（二級河川：新井田川）、4.4%は同河川管理に係る県有地となっている。上記以外の13.2%は民有地で、庄内みどり農業協同組合が8.8%、宗教法人三居稲荷神社が4.4%の土地を所有する。

令和8年（2026）2月時点における史跡指定地の所有者別による所有区分は表3-3のとおりである（地番毎の内訳は表3-5参照）。

② 登記地目別

登記上の地目は92.6%が宅地である。このほかに原野が0.3%、河川が7.1%ある。史跡指定地の登記地目区分は表3-4のとおりである（地番毎の内訳は表3-5参照）。

表 3-2 史跡指定地の所有者区分（指定時）
（令和3年（2021）3月現在）

所有者	地目	面積（㎡）	割合（%）
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
全国農業協同組合連合会	宅地	6,773.98	30.2
庄内倉庫株式会社	原野	59.00	0.3
	宅地	7,957.70	35.4
宗教法人 三居稲荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	2,115.71	9.4
合計		22,454.72	100.0

表 3-4 史跡指定地の登記地目区分

地目	面積（㎡）	割合（%）
宅地	20,805.10	92.6
原野	59.00	0.3
河川	1,590.62	7.1
合計	22,454.72	100.0

表 3-3 史跡指定地の所有者区分（現在）
（令和8年（2026）2月現在）

所有者	地目	面積（㎡）	割合（%）
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
宗教法人 三居稲荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	16,847.39	75.0
	原野	59.00	0.3
合計		22,454.72	100.0

表 3-5 土地所有者と面積

(令和8年(2026)2月現在)

No.	地番	面積 (㎡)	地目	所有者名	備考
1	酒田市山居町一丁目3番	1,724.62	宅地	庄内みどり農業協同組合	
2	酒田市山居町一丁目5番1	6.01	宅地	庄内みどり農業協同組合	
3	酒田市山居町一丁目6番5	90.59	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
4	酒田市山居町一丁目6番7	378.11	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
5	酒田市山居町一丁目6番8	59.00	原野	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
6	酒田市山居町一丁目6番31	2,115.71	宅地	酒田市長	
7	酒田市山居町一丁目9番9	272.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
8	酒田市山居町一丁目10番9	5,953.21	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
9	酒田市山居町一丁目10番10	6,344.39	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
10	酒田市山居町一丁目10番26	214.54	宅地	庄内みどり農業協同組合	
11	酒田市山居町一丁目10番83	198.34	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
12	酒田市山居町一丁目10番90	108.74	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
13	酒田市山居町一丁目10番98	41.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
14	酒田市山居町一丁目14番1	783.47	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
15	酒田市山居町一丁目14番19	733.28	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
16	酒田市山居町一丁目14番33	23.30	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
17	酒田市山居町一丁目21番3	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
18	酒田市山居町一丁目21番13	105.78	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
19	酒田市山居町一丁目21番14	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
20	酒田市山居町一丁目21番15	115.70	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
21	酒田市山居町一丁目21番16	109.09	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
22	酒田市山居町一丁目21番17	9.91	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
23	酒田市山居町一丁目64番2	27.63	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
24	酒田市山居町一丁目64番3	33.05	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
25	酒田市山居町一丁目64番7	9.71	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
26	酒田市山居町一丁目64番10	9.27	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
27	酒田市山居町一丁目64番11	0.19	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
28	酒田市山居町一丁目64番12	3.94	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
29	酒田市山居町一丁目64番13	11.20	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
30	酒田市山居町一丁目64番14	172.73	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
31	酒田市山居町一丁目70番	181.32	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
32	酒田市山居町一丁目71番1	13.91	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
33	酒田市山居町一丁目71番3	477.13	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
34	酒田市山居町一丁目72番1	261.88	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
35	酒田市山居町一丁目72番2	33.87	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
36	酒田市山居町一丁目72番3	3.30	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者：建設省
37	酒田市山居町一丁目136番	39.60	宅地	庄内みどり農業協同組合	
38	酒田市山居町一丁目70番先別図①	115.5	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
39	酒田市山居町一丁目70番先別図②	9.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
40	酒田市山居町一丁目70番先別図③	3.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
41	酒田市山居町一丁目70番先別図④	781.5	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
42	酒田市山居町一丁目70番先別図⑤	362.62	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
43	酒田市山居町一丁目70番先別図⑥	319.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名：新井田川 河川法：二級河川
合計		22,454.72			※所有者・占有者の代表者名は省略した。

(4) 史跡の保存に関する課題

史跡の保存に関する課題を表3-6、図3-7に示す。

山居倉庫の建設地は、最上川と新井田川に挟まれた中洲（通称、山居島）で、下ると最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、山居倉庫の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、史跡指定地の保存管理に加え、周辺環境、特に新井田川一帯の景観を史跡指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

周辺環境の保全に関する課題を表3-7、図3-8に示す。なお、表中・図中の赤字の箇所は、保存活用計画において重点事項としたものを示す。

表3-6 史跡の保存に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題	
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		表土あらわしの範囲は表土流出による地形の変化に注意が必要である。	
		2		地下遺構	史跡の整備に際して地下遺構に破損のないよう管理が求められる。	
		3	三居稲荷神社	境内（土地）	土地造成の痕跡等は確認されているが、建築物遺構の明確な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地下遺構の確認・記録が求められる。	
		4		参道	縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上の支障はないように見られる。	
		5	西面石垣	北側（空積）	石積に乱れが生じており、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。	
		6		南側（練積）	比較的安定した状態に見られるが、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められる場合は修復を検討する。	
	建造物	建造物共通事項				活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見られ、修復が必要である。 活用（建築物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。
		20	三居稲荷神社	社殿（本殿・拝殿）	本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿ともに土台・柱・縁東の脚部付近に腐食が確認されるため、修復の検討を要する。	
		21	事務所棟		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。 春から秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟（金庫室）及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建築物の劣化部分（隙間・亀裂等）を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。	
		23	東宮殿下行啓記念研究室			
		24	板倉		車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的景観に配慮されていない。修復又は修景が求められる。	
		25	赤場		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。	
		工作物	27	三居稲荷神社	社標	周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
			28 29 30		灯籠	地震等による倒壊が懸念され、予防措置が求められる。

本質的価値を構成する諸要素	工作物	31	三居稲荷神社	玉垣	各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が見られ、修復が必要である。	
		33	事務所棟	庭板塀	各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張）が見られ、修復が必要である。	
		34	敷地境界	柵（敷地北端）	丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。	
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項				落葉が近接建築物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による木部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている。強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		35	ケヤキ並木	ケヤキ	樹勢衰退の傾向が見られ、回復の措置が必要である。 根系が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の状態にある。	
	河川・護岸	護岸共通事項				石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。
		41	新井田川護岸	法面石垣	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。	
42			護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。		
本質的価値を継承する諸要素	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の徹底が求められる。	
	工作物	50	藤棚（事務所棟西面）		鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。	
	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項				本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
		51	ケヤキ並木	切株	保存管理上の取扱いが定められていない。	
	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣（モルタル補修済）	対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春から秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も担っているため、繁茂抑制の要否については検討を要する。一方で、景観保全のため除草管理に努める必要がある。	

表 3-7 周辺環境の保全に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題	
本質的価値以外の諸要素	建造物	60	山居橋		旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋された。継続的な歴史的景観への配慮が求められる。	
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製	指定範囲との一体的な景観保全が求められる。木材保護塗料に劣化が見られる。腐朽・劣化に対する定期的確認・措置が必要である。	
		河川・護岸 護岸共通事項				指定範囲との一体的な景観保全が求められる。
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。	
		110		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。	
		111		石段	雑草の繁茂が見られる。史跡と一体的な除草・清掃が求められる。	
		112		右岸護岸	史跡指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。	
	看板・サイン	113	道路誘導標識			史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
	便益施設	114	バス停			
電気・照明設備	115	電気・照明器具	引入柱			

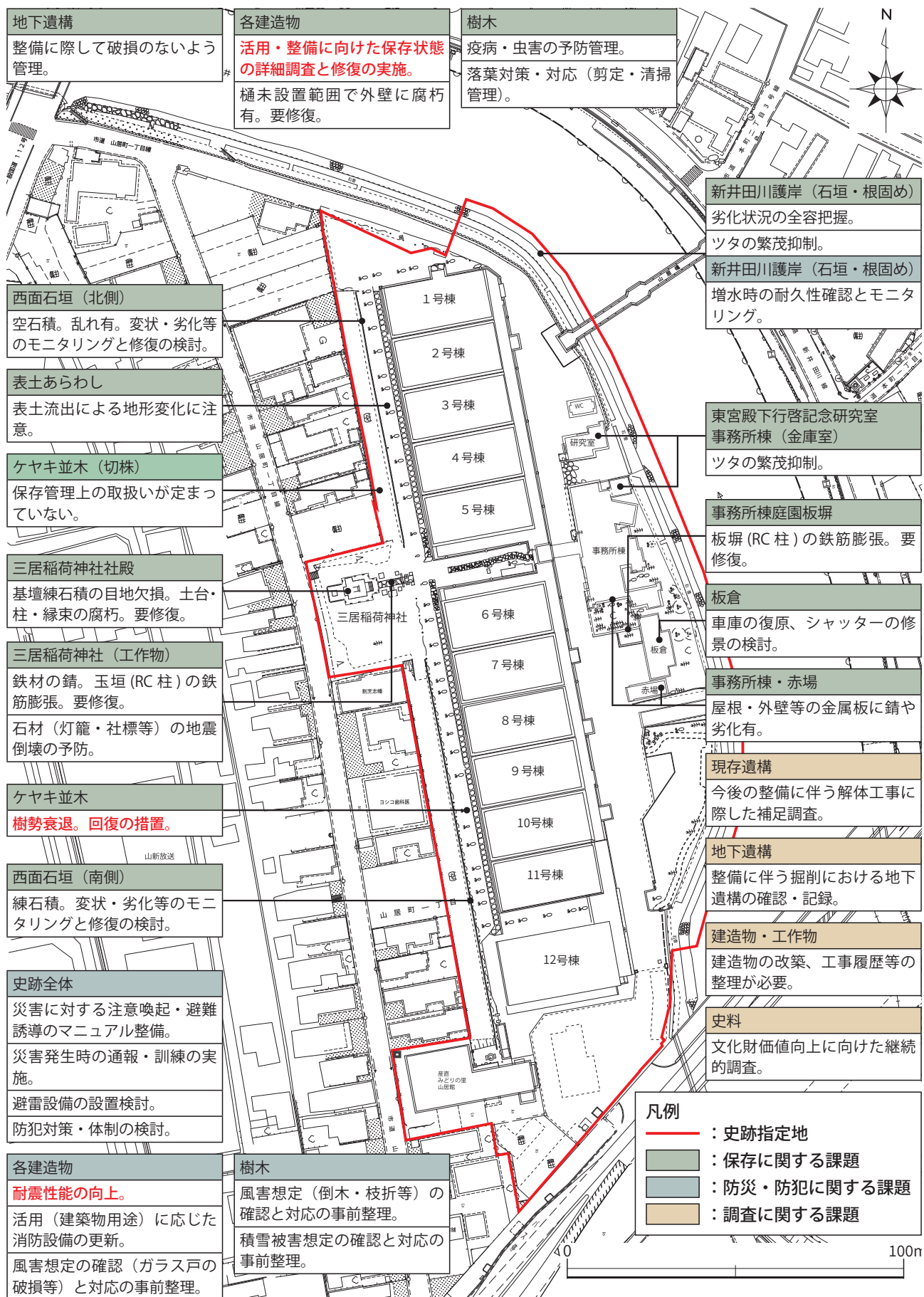


図 3-7 史跡の保存に関する課題

3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握

(1) 山居倉庫の公開活用の状況

現在、大正5年（1916）までに建設された15棟のうち12棟が残っており、令和4年（2022）まで現役の米穀保管倉庫として使用されていた。

12棟のうち1号棟は昭和60年（1985）4月に「庄内米歴史資料館」として開館した。令和4年11月まで山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介していた。

11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、酒田市観光物産館として整備し、平成16年（2004）4月に開館した。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾を展示紹介するとともに、酒田のお土産が揃うなどの観光物産館として令和7年2月まで活用され、年間80万人が訪れ賑わいをみせていた。

また12号棟の一部を活用して、令和7年4月に山居倉庫の本質的価値や歴史を解説するための施設として「山居倉庫インフォメーションセンター」を開館した。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウやマツ、スギが自生する。

史跡の公開活用の現状を表3-8に示す（全ての「本質的価値を構成する諸要素」の公開活用状況のほか、史跡の活用に関わる一部便益施設等について整理した）。

表3-8 史跡の公開活用の状況

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	公開活用の状況
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形	1	土地		史跡指定地 ・史跡指定地全体を公開、見学可能。 ※夜間閉鎖等の制限なし。 ※荷揚場～新井田川の護岸は安全上、立入制限有。 ・地下遺構に関する公開活用の措置は取られていない。 ・建造物内部の公開活用は下記に示す。
		2		地下遺構	
		3	三居稲荷神社	境内（土地）	
		4		参道	
		5	西面石垣	北側（空積）	
		6		南側（練積）	
	建造物	倉庫群	7	1号棟	令和4年11月まで庄内米歴史資料館として公開。
			8	2号棟	令和4年（2022）まで現役の米穀保管倉庫として使用。 内部非公開。
			9	3号棟	
			10	4号棟	
			11	5号棟	
			12	6号棟	
			13	7号棟	
			14	8号棟	
			15	9号棟	
			16	10号棟	
			17	11号棟	
			18	12号棟	
				倉庫-荷揚場間渡り廊下跡	史跡全体の公開に準ずる。（壁で囲われない建造物跡）
		20	三居稲荷神社	社殿（本殿・拝殿）	拝殿：正面扉を開放。参拝可能。 本殿：内部非公開。
		21	事務所棟		米穀保管倉庫の管理事務所として使用。 内部非公開。
		22	事務所棟-倉庫渡り廊下		史跡全体の公開に準ずる。（壁で囲われない建造物）
		23	東宮殿下行啓記念研究室		令和4年度まで現役の研究室として使用。 内部非公開。

	建造物	24	板倉		現役の倉庫として使用。 内部非公開。	
		25	赤場			
	工作物	三居稲荷神社	26	鳥居		史跡全体の公開に準ずる。(屋外設置の工作物)
			27	社標		
			28	燈籠 1		
			29	燈籠 2		
			30	燈籠 3		
			31	玉垣		
			32	西面石段		
	庭園・樹木	事務所棟	33	庭板塀		史跡全体の公開に準ずる。(但し、内側の庭は非公開)
			34	敷地境界 柵(敷地北端)		史跡全体の公開に準ずる。(屋外設置の工作物)
	庭園・樹木	ケヤキ並木	35	ケヤキ		史跡全体の公開に準ずる。
			36	三居稲荷神社 境内樹木(マツ類)		
		事務所棟	37	和室南庭園		(21) 事務所棟の公開に準ずる。 非公開(事務所棟内部からの見学不可)。
38			和室東中庭			
39			裏庭			
河川・護岸	新井田川	40			敷地内外からの眺望は可能だが、安全上の理由から史跡地からの立入制限をかけている。	
		41	新井田川護岸	法面石垣		
	42		護岸根固め・松杭			
	43	荷揚場	北側			
	44		南側			
以外の諸要素 本質的価値	建造物	60	山居橋		史跡全体の公開に準ずる。 (壁で囲われない建造物・工作物)	
		61	小鵜飼船覆屋			
	工作物	62	小鵜飼船			
付加・整備された諸要素	建造物	みどりの里山居館	69		農産物直売所として営業。 営業時間/ 9:00 ~ 18:00 (冬期間 11 ~ 2月 9:00 ~ 17:30)	
			70			来場者に供用。
			71			
	庭園・樹木	76		緑地公園		
		94	オープンテラス	デッキ		
			95		テーブル・ベンチ	

(2) 行政による活用の諸条件

令和4年(2022)5月から、酒田市議会総務常任委員会によって「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」について調査研究が行われ、令和5年(2023)10月11日の同委員会において、報告書及び「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書が採決された。

酒田市議会令和5年(2023)第7回9月定例会(令和5年(2023)10月23日)において、同提言書の提出に関する決議が可決され、酒田市長に対し提言書が提出された。

以下に提言書の内容を示す。当整備基本計画は同提言書の内容に即した活用・整備が求められる。

「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書

本委員会では、令和3年3月26日に国史跡に指定された山居倉庫の保存と利活用、周辺整備による関係人口拡大について調査研究を進めてきた。

山居倉庫は、創建当時の建物や景観が良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で、貴重な文化財である。令和4年度には酒田市史跡山居倉庫保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するための委員会の開催、保存活用計画市民ワークショップや保存活用計画に対するパブリックコメントも実施され、保存活用計画が策定された。現在、酒田市史跡山居倉庫整備基本計画を策定中であり、今後の山居倉庫の利活用において重要な局面を迎えている。また、同時に酒田商業高校跡地整備事業も進められており、この事業との連携により賑わいの相乗効果が生み出されることが期待されている。

山居倉庫を本市の宝とし後世に引継ぐとともに、利活用により賑わいを生み出せるよう、下記の施策を提言するものである。

記

1 基本的な考え

- (1) 利活用については、市民と協議をしながら共にすすめ、山居倉庫の本質的価値を損なわないように努めること
- (2) 年間を通して利用できる施設とすること
- (3) 市民が利用でき、さらに観光客の滞在時間を長くするような活用を図ること
- (4) ストーリー性のある利活用とすること
- (5) 山居倉庫を起点として市内外・庄内を周遊する活用の仕方を考えること
- (6) 施設運営について、財源を生み出す仕組みを検討すること（例えば、山居倉庫に保管した米を山居倉庫米としてふるさと納税の返礼品にするなど）
- (7) 市民への丁寧な説明を行うこと

2 景観・整備について

- (1) ケヤキの樹勢回復に係る措置は早急に着手すること
- (2) 水辺と倉庫群を関連させる整備をすること
- (3) 整備については、有効的な利用ができるよう計画的に行うこと

3 資料館的機能について

- (1) 山居倉庫の歴史や役目、米作りや庄内米の歴史、庄内の災害の歴史等がわかるような資料館を設置し、山居倉庫の歴史を紐解くような教育の場として活用できるようにすること（例えば、VRを使って体験できるようなものなど）
- (2) 歴史文化を広く伝え、発信する県営施設の整備がなされるよう努めること

4 飲食・物販機能について

- (1) 酒田商業高校跡地との連携を図るとともに、その機能のすみ分けをしっかりと行うこと
- (2) 11号棟及び12号棟について、これまでの利活用を踏まえ、飲食、休憩所、販売店等の活用に努めること

(3) 史跡の公開活用に関する課題

史跡の公開活用に関する課題を表 3-9、図 3-9 に示す。

史跡の公開活用に必要な整備に関する課題を表 3-10、図 3-10 に示す。

なお、表中・図中の赤字の箇所は、保存活用計画において重点事項としたものを示す。

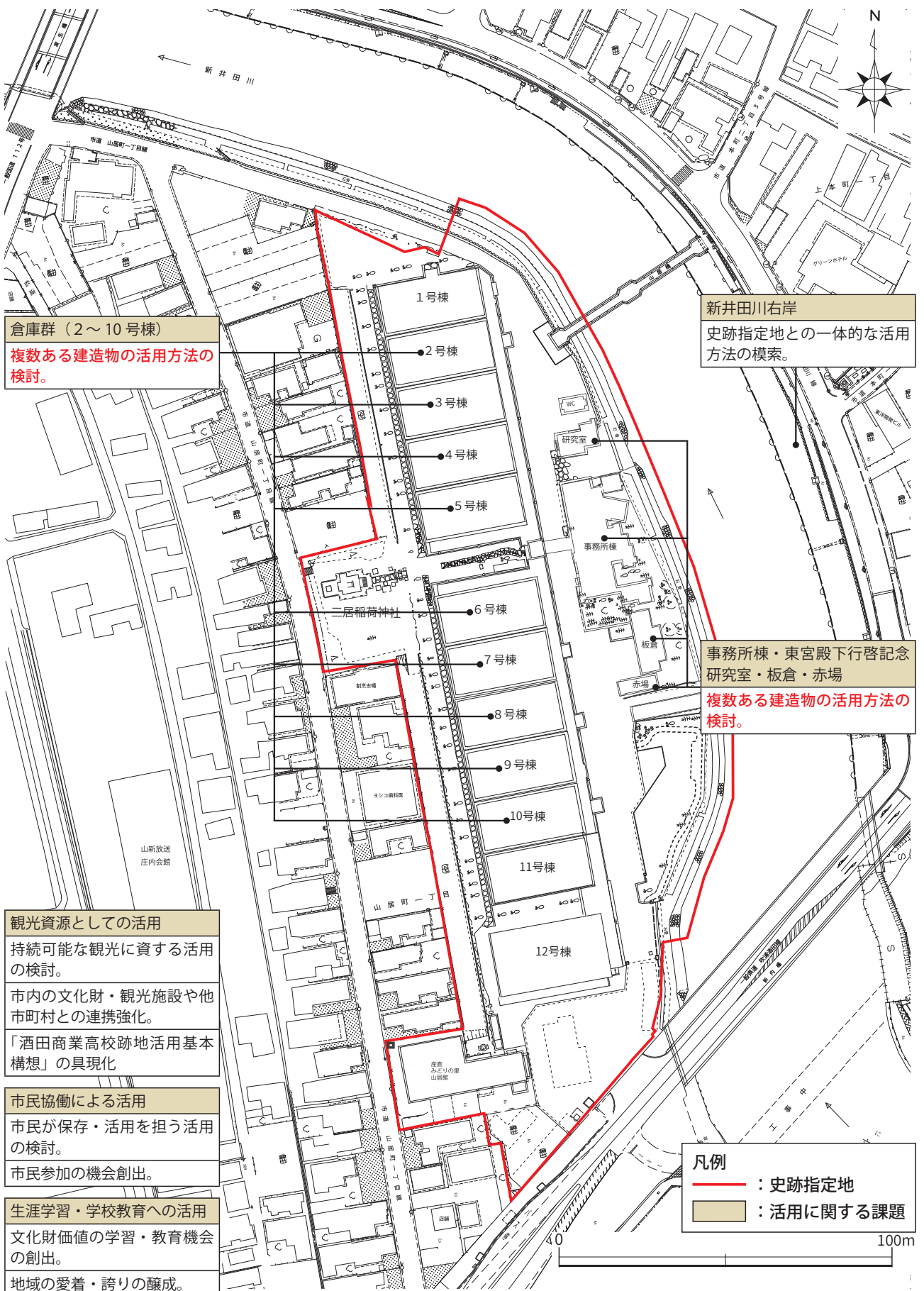
表 3-9 史跡の活用に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
本質的価値を構成する諸要素	建造物	建造物共通事項			複数ある建造物の活用方法の具体的な検討が必要となる。 各建造物には、公開に向けて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。公開にあたっては、活用（建築物用途）に応じた公開範囲の設定が必要である。また、活用（建築物用途）に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。
	河川・護岸	河川・護岸共通事項			新井田川（護岸・荷揚場）の見学の許否について検討が必要である。公開する場合は安全性確保が必要であり、立入制限を行う際の侵入防止措置・見学者への注意喚起については、史跡の歴史的景観を阻害しないものとする必要がある。
本質的価値以外の諸要素	建造物	61	小鵜飼船覆屋		整備に向けて継続的な展示を実施するか検討する。
	工作物	62	小鵜飼船		
周辺環境を構成する諸要素	河川・護岸	112	新井田川護岸	右岸護岸	史跡指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから、史跡指定地との一体的な活用方法を検討する必要がある。

表 3-10 史跡の整備に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題	
付加・整備された諸要素	土地・地形	64	舗装		史跡の歴史的景観の保全に向けて、史跡の歴史的景観との調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する必要がある。	
		65	観光駐車場		曜日・時間によって混雑が見られ駐車枠が不足する事態が発生しているため、今後、史跡を積極的に活用し観光客の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。	
		66	遊歩道（石畳）		多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因とされており、石畳の取扱いの検討や土壌表層部への影響が小さい遊歩道への変更が必要である。	
		67	12号棟脇石張り舗装		石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではないことから、観光駐車場や12号棟を大きく改変・整備する際には舗装の変更を視野に入れる必要がある。なお、他の倉庫整備において、当該石張り舗装との調和を規範としないよう留意する。	
	建造物	69	みどりの里山居館		将来の土地建物の維持管理について所有者と協議を進める。	
		70	駐輪場		駐輪場は有効に活用されていない。	
		71	公衆便所		活用・整備に伴い観光客の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。	
	工作物	72	新井田川手摺	木製		定期的な塗装補修が求められる。
		74	敷地境界	フェンス		修景方法について検討する必要がある。

付加・整備された諸要素	工作物	75	百葉箱	備蓄米保管のために必要な気象観測施設を歴史的景観として捉え、保存すべきものか検討する必要がある。定期的な塗装補修が求められる。	
	庭園・樹木	76	緑地公園	芝生の生育管理に努める必要がある。	
		77	生垣	西面石垣上	成育管理を行い、生垣の機能保持を図る必要がある。
		78		東面護岸上	
	看板・サイン	看板・サイン共通事項			役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。サインに関する総合計画が求められる。 史跡指定以前に設置されたものは、史跡の歴史的景観に配慮したもののへの変更が求められ、今後新設するものもあわせて、歴史的景観への配慮が必要となる。
		80	看板・サイン	解説板	屋外における解説板は局所的なものに留まり、史跡価値を十分に説明できていない。屋外に設置する文化財の解説板については、全体計画が求められる。
		84		デジタルサイネージ	積極的な活用を検討する。
		85		顔出しパネル	令和7年4月山居倉庫インフォメーションセンターの開館に伴い撤去。
		86		注意喚起板	文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。 継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ移行した場合に不要となるものなど整理が必要である。
		87		危険物標識	
	87	危険物標識			
	便益施設	90	自動販売機	既存・新設するものについて、修景（色調の調和）を検討する。	
	電気・照明設備	電気・照明器具共通事項			省エネ対応としてLED照明への変更を検討する。
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー	米穀倉庫としての利用が停止されると不要になる。ただし、倉庫を低温倉庫として継続的に活用する場合は存置も視野に入れる。
		103		空調室外機	室外機を直接露出しているものについては修景が必要である。
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	活用に応じて、燃料の変更を検討する必要がある。
105		灯油タンク			
防災設備等	106	消火栓・水道管		史跡指定地内には山居倉庫の水道管が埋設されているが、普通铸铁管のため老朽化している可能性が極めて高い。また、この水道管と周辺地域の配水管がループ化されていることから、水需要量と消防水利を踏まえ、管の更新及びループ化の解消に向けた検討が必要である。	
	107	消火器具置場		一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。修景を検討する必要がある。	



倉庫群（2～10号棟）
 複数ある建造物の活用方法の検討。

新井田川右岸
 史跡指定地との一体的な活用方法の模索。

事務所棟・東宮殿下行啓記念
 研究室・板倉・赤場
 複数ある建造物の活用方法の検討。

観光資源としての活用
 持続可能な観光に資する活用の検討。

市内の文化財・観光施設や他市町村との連携強化。
 「酒田商業高校跡地活用基本構想」の具現化

市民協働による活用
 市民が保存・活用を担う活用の検討。
 市民参加の機会創出。

生涯学習・学校教育への活用
 文化財価値の学習・教育機会の創出。
 地域の愛着・誇りの醸成。

凡例
 ———— : 史跡指定地
 ■■■■■ : 活用に関する課題

図 3-9 史跡の活用に関する課題

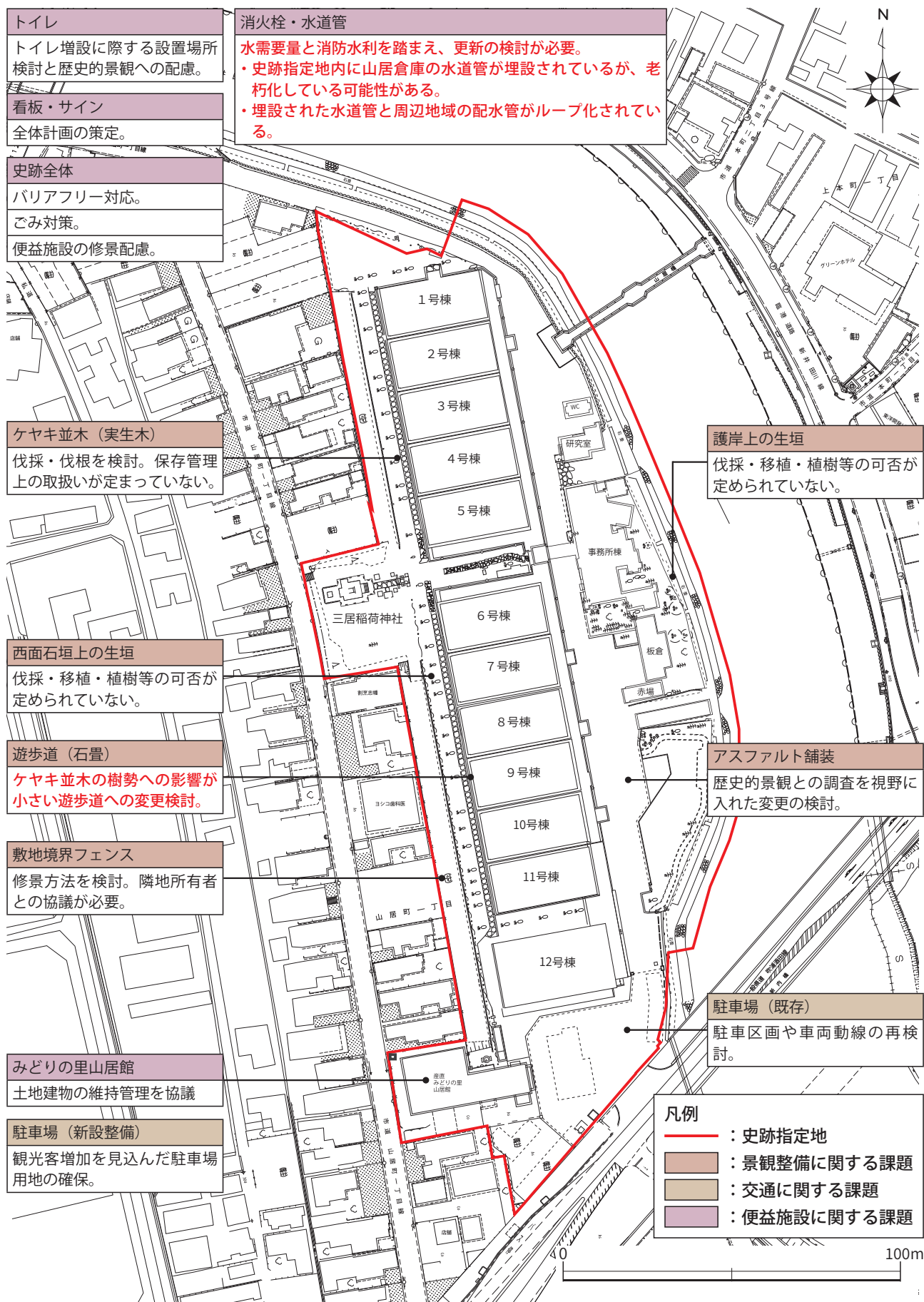


図 3-10 史跡の整備に関する課題

4. 広域関連整備計画

(1) 地域に所在する文化的資源の保存・活用の現状

①日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

平成29年(2017)4月28日、本市を代表自治体として申請した「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産の認定を受けた(令和5年度より代表自治体は加賀市に変更)。

日本遺産は、地域に受け継がれている有形・無形の文化財などを生かし、地域の活性化に結び付ける文化庁の事業で、認定を受けた各自治体が手を携えて、北前船のストーリーを活用し、地域の活性化に取り組んでいる。

山居倉庫については、平成30年度に当該日本遺産の構成文化財として追加認定され、令和3年(2021)3月の国史跡指定を受けて、令和4年度に「指定等の状況」を未指定から国史跡へ変更された。

「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の日本遺産認定ストーリー(概要)	
日本海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。	

表3-11 酒田市に所在する日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財

No.	文化財の名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
1	日和山公園	市名勝	北前船の船乗りたちが出港前に日和をみた場所。港が一望できる小高い山で、常夜燈や方角石が現存する。
2	旧鑑屋	国史跡	北前船で財をなした廻船問屋「鑑屋」の店舗、家屋。
3	本間家本邸	県有形(建造物)	北前船で財をなした、豪商・本間家の邸宅。
4	山王くらぶ	国登録有形(建造物)	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
5	相馬屋主屋	国登録有形(建造物)	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
6	本間氏別邸庭園(鶴舞園)	国名勝	北前船で運ばれた各地の銘石で造られた池泉回遊式庭園。冬期間の港湾労働者の失業対策として築造された。
7	塞道絵幕(大寿和里大祭事)ー酒井侯御安堵祝宴ー	市有形民俗	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた幕絵。
8	酒田山王祭祭礼用亀笠鉾	市有形民俗	北前船で財をなした、豪商・本間家が京都の人形師に作らせ、北前船で運んだ笠鉾。
9	酒田袖之浦・小屋之浜之図	市有形(歴史資料)	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた絵図。
10	雛めぐり	未指定	北前船で運ばれたとされる、贅を尽くした雛人形を見て回る風習。
11	山居倉庫	国史跡	北前船で上方へ運ぶため、各地から集められた米の集積保管庫。

表 3-12 日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の認定内容の変更経過（一部）

年度	認定／追加	追加市町数	申請者／追加申請者	合計市町数	山居倉庫に関する変更
平成 29 年度	認定	11 市町	山形県酒田市 北海道函館市・松前町 青森県鮎ヶ沢町・深浦町 秋田県秋田市 新潟県新潟市・長岡市 石川県加賀市 福井県敦賀市・南越前町		
平成 30 年度	追加認定	27 市町	北海道小樽市・石狩市 青森県野辺地町 秋田県にかほ市・男鹿市・能代市・ 由利本荘市 新潟県佐渡市・上越市 富山県富山市・高岡市 石川県輪島市・小松市 福井県坂井市・小浜市 京都府宮津市 大阪府大阪市 兵庫県神戸市・高砂市・新温泉町・ 赤穂市・洲本市 鳥取県鳥取市 島根県浜田市 岡山県倉敷市 広島県尾道市・呉市	計 38 市町	山居倉庫を構成文化財として追加認定
令和元年度	追加認定	7 市町	山形県鶴岡市 新潟県出雲崎町 石川県金沢市 兵庫県姫路市・たつの市 香川県多度津市 広島県竹原市	計 45 市町	
令和 2 年度	追加認定	3 市町	石川県白山市・志賀町 大阪府泉佐野市	計 48 市町	
令和 4 年度	追加認定	1 市	岡山県備前市	計 49 市町	山居倉庫の「指定等の状況」を未指定→国史跡に変更
令和 5 年度	追加認定	2 市 1 町	岡山県岡山市 新潟県村上市 福井県美浜町	計 52 市町	

②日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」

平成 28 年（2016）9 月 9 日、日本ジオパーク委員会の認定を受け「鳥海山・飛島ジオパーク」が誕生した。ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークの基準に沿って、国際的に価値のある地質遺産を保護し、地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業である。

「鳥海山・飛島ジオパーク」では、秋田県にかほ市・由利本荘市、山形県酒田市・遊佐町の 3 市 1 町が一体となり、県境を越えた広域の活動が進められており、本市には「酒田エリア」「飛島エリア」に、表 3-13 に示す地質サイト、自然サイト、文化サイト、ビューポイントが設定されている。

「鳥海山・飛島ジオパーク」の概要
山形県・秋田県にまたがる活火山「鳥海山」と、鳥海山の西方約 30km にある「不思議の島 飛島」を含む「鳥海山・飛島ジオパーク」は 2016 年に日本ジオパークに認定されました。「日本海と大地がつくる水と命の循環」をテーマに、鳥海山の溶岩と岩なだれによって作り出された景観や日本海と鳥海山が生み出す水の恵みを感じられるほか、飛島の大地の歴史と文化を楽しめる「海」と「山」、「島」のジオパークです。

表 3-13 酒田市に所在する日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の構成要素

酒田エリア			飛島エリア		
区分	No.	名称	区分	No.	名称
地質サイト	1	貝形雪渓	地質サイト	1	柏木山と海岸遊歩道
	2	鶴間池		2	ゴトロ浜
	3	玉簾の滝		3	烏帽子群島
	4	不動の滝		4	御積島
	5	庄内平野東縁断層帯		5	荒崎海岸
	6	十二滝		6	飛島の津波堆積物
	7	中野俣 金剛蔵		7	八幡崎
文化サイト	8	城輪柵跡		8	二俣島
	9	庄内砂丘	自然サイト	9	巨木の森
施設	10	イヌワシみらい館	文化サイト	10	勝浦港と北前船文化
	11	酒田市定期航路事業所	ビューポイント	11	八幡崎と西海岸の眺望
			インフォメーション	12	とびしまマリンプラザ

(2) 地域に所在する文化的資源の保存・活用に関する課題

① 史跡山居倉庫と日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の連携

山居倉庫の本質的価値は、本章2項で示したとおり、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建築物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続け、加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る点にある。

庄内各地から集められた米は山居倉庫で一時的に保管され、北前船により上方へ運ばれたことで、寄港地での交易が酒田に莫大な富と様々な文化をもたらした。酒田市における当日本遺産のストーリーを語る上で、山居倉庫は重要な構成文化財の一つに位置づけられる。

これまで酒田市では、「酒田文化の融合観光フォーラム」「日本遺産観光資源活用研修会」の開催や、秋田市と連携した「秋田・酒田北前船日本遺産構成文化財カード周遊事業」の実施など観光側面から日本遺産の活用を進めてきたが、日本遺産の構成文化財や関連文化財の総体的・一体的な保存・活用、中でも普及・啓発に関する取組や認定市町が連携した活動は、今後より積極的に推進すべき課題といえる。

日本遺産の更なる活用においては、酒田市の代表的な文化財であるとともに、そのストーリーにおいて重要な位置にある山居倉庫との連携を進め、相乗的な効果を図りたい。

② 史跡山居倉庫と日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の連携

山居倉庫と当該事業との直接的な関連性は定められていないが、飛島エリアの文化サイト「勝浦港と北前船文化」は、河口の港だった酒田が西廻り航路の重要港として大いに栄えた理由の一つに、外港として機能した飛島の存在が挙げられる。固い流紋岩でできた館岩が天然の良港となる地形をつくり、多い年には年間500隻を超える北前船が飛島に停泊した。

北前船文化との関連性から総体的な活用を図る上で、山居倉庫と「鳥海山・飛島ジオパーク」との連携を強化し、相乗的な効果を図りたい。